

農地の荒廃を防ぎ、優良農地を維持するために、農地パトロールを実施中！

栗東市農業委員会



課題農地照会へのご協力ありがとうございました。

4月にご依頼させていただきました、標記照会へのご協力ありがとうございました。

今回いただいた照会結果をもとに、今年度の調査実施、課題の解決へ農業委員会として取り組みます。

引き続き、気になる農地がある場合や農地に関してお困りごとの際には、広報裏面にある地域の担当委員、または農業委員会事務局へご連絡いただきますようよろしくお願いします。

◇全国農業委員会会長大会◇



▲全国農業委員会会長大会の様子

令和6年5月29日、文京シビックホール（東京）において全国農業委員会会長大会が開催され、武村会長が出席し、政策決議への意思の表明や先進地事例研修にて研鑽を深めました。

昨年度に引き続き、「地域計画の策定により持続可能な農業・農村を創るために」をテーマに、農地の集積・集約化のほか、農業・農村の課題を幅広く汲み上げた政策提案を政府・国会へ要請するため議論されました。大会後には、それぞれの地元選出の国会議員に対して、決議された提案事項について要請書を提出しました。



▲要請書を提出する湖南四市農業委員会代表者

農地法に基づく
各種許可・受理件数
(令和6年3月~5月分)

農地法内容		件数	面積(a)
3条 (農地の状態)	所有権移転による移動	4	98
4条 (自己転用)	転用許可(市街化調整区域) ①	2	3
	転用受理(市街化区域) ②	9	47
5条 (権利移動を伴う転用)	転用許可(市街化調整区域) ③	4	19
	転用受理(市街化区域) ④	6	80
18条	合意解約	4	52
農地転用計(①+②+③+④)		21	149

栗東農業の 新芽



はしり farm
今岡 智恵美

第二回目の掲載となりました栗東農業の新芽。

今回は、はしり farm の今岡智恵美（いまおか ちえみ）さんに取材をさせていただきました。

多忙な作業の合間を縫ってインタビューを引き受けてくださりありがとうございました！



Q 経歴を教えてください。

A 京都で約 15 年、介護の仕事をしていました。両親の高齢化、子供の成人をきっかけに滋賀県立農業大学校（以下、農大）に入学し、果樹を中心に学びました。

Q 農業を始めたきっかけを教えてください。

A 両親が長年営んできた農業を継承したいと決心し、実家に戻りました。

また、自分でも果樹を育てたいと思い、農業大学校で果樹の基礎を学びました。

←作業中の今岡さん

Q 栽培されているものを教えてください。

A 農大で学んだブドウの他、ブルーベリー、モモ、イチジクの果樹をメインに、イチゴやトマトなどにもチャレンジしています。

Q こだわりやイチオシはありますか。

A 作物に一番大切な水は、金勝山の山水を使っています。

また山間部の寒暖差で、旨味や甘味が増して果樹の栽培にも適していると思います。



Q 苦労されたこと、困られたことはありますか。

A ブルーベリーのポットは一人では持ち上げられないほど重いので、品種別に並べ替える作業の時が一番大変でした。

自然豊かな山間部ですので、いろいろな作業に時間がかかることがあります。

Q 農業への想い、伝えたいこと、将来の夢等を聞かせてください。

A 新規就農して 4 年目になりますが、獣害、害虫、病気被害など失敗を繰り返しながらも、「美味しい」を求め、追及して行きたいと思います。

生まれ育った地元である走井は、現在過疎化が進む地域となっています。6 月中旬にはブルーベリー観光農園を 1 日 12 組限定完全予約制 でオープンしますので、お客様に来てもらい、喜んでもらえることで地域の活性化に微力ながら貢献したいです。

ブルーベリー観光農園のご予約は下記から！！

はしり farm HP:<https://hashirifarm.com/>



相続登記の申請が義務化されました！

過去の相続も
対象です！

相続登記がされていない所有者不明土地が日本全国で増加しており、
その面積は九州本島の大きさに匹敵するともいわれています。

令和6年4月1日から所有者不明土地の解消のため、相続登記の申請が義務化されました。



法改正のポイント

- ・相続の開始、かつ所有権取得を知った日から3年以内に相続登記を行う義務が発生します。
- ・正当な理由なく登記の申請を怠った場合、10万円以下の過料の適用対象になります。
- ・過去に発生した相続も対象です。
- ・2024年3月31日以前に相続が発生している場合、
2027年3月末までが猶予期間です。期間内のお手続きをお願いします。



お困りごとの際は、農業委員会事務局、大津地方法務局、滋賀県司法書士会へお問合せください。

栗東市農業委員会事務局 TEL077-551-0319 大津地方法務局 TEL077-522-4671
滋賀県司法書士会 TEL077-525-1093

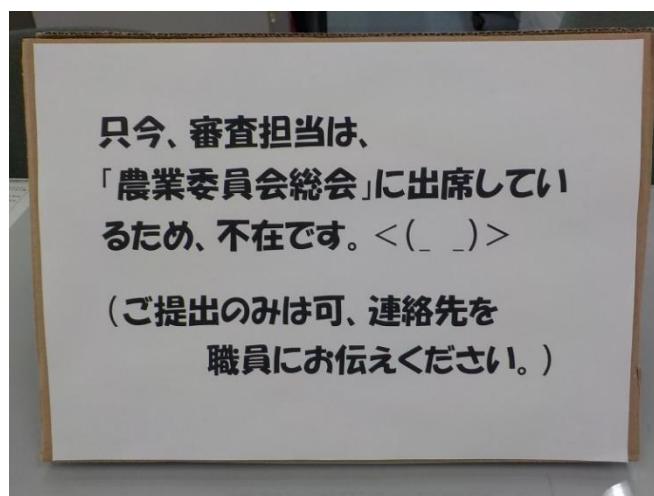
窓口でのご相談は、ご予約いただくとスムーズです！

農地法各種手続きに関する個別のご相談は、事前にお電話でのご予約いただければ、来庁時、スムーズに対応できます。

また、ご相談の際には「対象土地の地番」や「事業計画等」を明確にした上、土地所有者、または代理申請が行なえる方（行政書士等）が委任状を持参の上、窓口にお越しください。【身分証明書を持参ください】

なお、従前どおり担当者が在席の場合は対応させていただきますが、会議や現場確認等で不在の場合、また既に来客対応し、長時間の待ち時間となる場合など後日、再度の来庁が必要になる場合がありますので、ご了承願います。

栗東市農業委員会事務局
TEL 077-551-0319



▲毎月10日は、定例総会開催により
農地法担当者が不在になります。

《 第24期栗東市農業委員会委員 ◆ 第3期栗東市農業委員会農地利用最適化推進委員 》
農地法に基づく申請・届出その他関係書類の

現地確認担当一覧

農地法に基づく申請や届出等の手続き書類の現地の判断や、農地等に関するご相談は、下記の担当が対応します。

(担当期間:令和5年7月20日～令和8年7月19日)

区域	担当集落名	職	担当	連絡先	副担当
金 勝	美之郷・浅柄野・雨丸	農業委員	中島 豊勝	077-558-0444	田村
	中村	農業委員	服部 新次	077-558-1086	山口
	上向・下向・川南	農業委員	青木 文男	077-558-1262	青木喜
	蔵町	農業委員	青木 喜久美	090-8828-5836	青木文
	片山・走井・成谷	農地利用 最適化推進委員	田村 耕一	090-2599-5879	中島
	山入・辻越	農地利用 最適化推進委員	山口 和浩	090-3465-5101	服部
	東坂・井上・観音寺	農地利用 最適化推進委員	竹村 明	090-3947-2270	山口
葉 山	伊勢落・林	農業委員	武村 秀夫	077-552-3132	村田
	小野・手原・大橋	農業委員	小山 邦一	090-5648-7273	大角
	六地蔵	農業委員	大角 重治	090-5057-2224	小山
	出庭・辻・今土	農業委員	小西 隆	090-7353-5969	松村
	小坂	農地利用 最適化推進委員	村田 和美	070-6500-4879	武村
	中・宅屋	農地利用 最適化推進委員	松村 洋子	080-1432-8786	小西
治 田	小柿・小柿第1・新屋敷・中沢 ・下鉤甲・下鉤乙・下鉤糠田井	農業委員	片岡 郁雄	077-552-1363	林
	下戸山・岡・目川	農業委員	田中 喜八郎	090-6556-4978	吉川
	坊袋・川辺	農業委員	吉川 新太郎	077-552-3548	田中
	上鉤・安養寺	農地利用 最適化推進委員	林 久	077-552-4557	片岡
大 宝	繩第1・繩北・繩南	農業委員	中井 栄夫	090-3276-3876	後藤
	小平井・北中小路・十里	農業委員	寺田 忠良	090-1487-7406	杉田
	市川原・笠川・靈仙寺	農地利用 最適化推進委員	杉田 健一	080-8940-0589	寺田
	蜂屋・野尻・苅原	農業委員	後藤 昇	090-8575-6278	中井

※担当者に連絡が、繋がらない場合は、事務局から連絡します。

☆総会日程☆

第12回栗東市農業委員会総会・・令和6年7月10日(水)午前9時30分～ 場所:市役所庁舎4階 協議会室

第13回栗東市農業委員会総会・・令和6年8月9日(金)午前9時30分～ 場所:市役所庁舎4階 協議会室

第14回栗東市農業委員会総会・・令和6年9月10日(火)午前9時30分～ 場所:市役所庁舎2階 第1会議室